



平成 26 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 豊 和 銀 行
代表者名 取締役頭取 権 藤 淳
(コード番号 8559 福証)
問合せ先
執行役員経営管理部長 佐藤 俊明
(TEL 097-534-2611)

国の資本参加の申請（入れ換え等）に伴う自己株式（C種優先株式）取得枠の設定、
資本金及び資本準備金の額の減少並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 26 年 1 月 15 日に「金融機能強化法に基づく国の資本参加の申請（入れ換え等）に向けた検討の開始について」を公表いたしました。その中にありますように、当行は、地域の中小企業等のお客様に対する一層円滑な資金供給や経営支援の強化を通じて、地域経済の更なる活性化を図ることが責務であると、強く認識しております。

一方で、平成 20 年 12 月改正前の「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「旧法」といいます。）に基づく国の資本参加の枠組みの下では、金融仲介機能の積極的な発揮に向けたシステム投資等が難しいなどの制約が生じている状況を踏まえて、旧法に基づく資本を償還し、同改正後の「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下「新金融機能強化法」といいます。）に基づく資本への入れ換えを行い、併せて資本基盤の強化を図るための申請に向けた検討を重ねてまいりました。

今般、国の資本参加の申請に必要な一連の手続きに従い、当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式（C種優先株式）の取得枠の設定、資本金及び資本準備金の額の減少並びに定款の一部変更について、平成 26 年 3 月 3 日に開催を予定している臨時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、資本増強に伴う定款の一部変更については、普通株主様、A種優先株主様、B種優先株主様及びC種優先株主様に係る各種類株主総会に付議することが必要であり、併せて決議しております。

記

・自己株式（C種優先株式）取得枠の設定

1．自己株式（C種優先株式）取得枠の設定の理由

当行は、旧法に基づき株式会社整理回収機構に対して発行したC種優先株式を取得し、新金融機能強化法に基づく資本への入れ換えを行うために、自己株式（C種優先株式）の取得枠を設定するものです。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 自己株式（C種優先株式）取得枠の内容（注1）

取得対象株式の種類	C種優先株式
取得し得る株式の総数	上限 9,000,000 株 (発行済C種優先株式総数に対する割合 100%)
株式の取得対価の内容	金銭
株式の取得価額の総額（注2）	上限 100 億円
取得期間	平成 26 年 3 月 3 日開催予定の臨時株主総会の終結のときから 1 年間

(注1) 本取得枠の設定は、平成 26 年 3 月 3 日開催予定の臨時株主総会において承認決議が得られることが条件となります。

(注2) 株式の取得価額の総額は、C種優先株式の額面金額、経過配当相当額や当行を取り巻く市場環境・経済動向などを総合的に勘案した上で決定したものです。なお、実際の取得にあたっては、関係当局等との協議を行ったうえで、当行の財務状況や株価及び経済動向等を総合的に判断して、適切に対応してまいります。

3. C種優先株主の概要

名称	株式会社整理回収機構
所在地	東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 2 号
代表者の役職・指名	代表取締役社長 藤田 昇三
事業内容	破綻金融機関等からの不良債権等の買取り並びに管理・回収及び処分業務、健全金融機関等からの不良債権の買取り並びに管理・回収及び処分業務、金融機関等の資本増強等に関する業務等
資本金	120 億円
設立年月日	平成 11 年 4 月 1 日
大株主及び持株比率	預金保険機構 100%
当行と取得先の関係	
資本関係	取得先は、C種優先株式 9,000,000 株を所有しております。
人的関係	人的関係はありません。
取引関係	預金取引を行っております。(平成26年1月末現在)
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

・資本金及び資本準備金の額の減少

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

上記 . の自己株式（C種優先株式）の実際の取得に必要な分配可能額を確保するために、会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項に基づき、以下のとおり、資本金及び資本準備金の額の減少を行うものであります。

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金及び資本準備金の額

平成26年2月13日現在の資本金の額12,495,497,230円のうち、8,000,000,000円を減少させ、資本金の額を4,495,497,230円といたします。資本金の減少額はその他資本剰余金に振り替える予定です。

平成26年2月13日現在の資本準備金の額1,350,997,350円のうち、1,000,000,000円を減少させ、資本準備金の額を350,997,350円といたします。資本準備金の減少額はその他資本剰余金に振り替える予定です。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数を変更せず、当行貸借対照表における資本の勘定の振替のみを行います。

3. 日程

(1) 取締役会決議日：平成26年2月14日(本日)

(2) 臨時株主総会の開催日：平成26年3月3日

(3) 債権者異議申述最終日：平成26年3月26日

(4) 資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日：平成26年3月31日

4. 今後の見通し

この度の資本金及び資本準備金の額の減少は、純資産の部の勘定の組み替えであり、当行の損益及び純資産額に与える影響はありません。

・定款の一部変更

1. 定款の一部変更(1)

(1) 定款変更の目的

上記のとおり、当行は、旧法に基づく資本を償還し、新金融機能強化法に基づく資本への入れ換えを行い、併せて資本基盤の強化を図るための申請に向けた検討を開始しております。つきましては、新金融機能強化法に基づく国の資本参加を申請する場合に備えて、新たな種類の株式(D種優先株式)を発行することを可能とする定款変更を含め、以下の定款変更を行うことといたしたいと存じます。

新たな株式の種類としてD種優先株式を追加するため、現行定款第6条にD種優先株式の発行可能種類株式総数を新たに追加するとともに、普通株式の交付と引換えの取得に備えて普通株式の発行可能種類株式総数を増加させ、併せて発行可能株式総数も増加させるものです。

B種優先株式については、D種優先株式との調整を図る観点から、商品性を一部変更するための定款変更を行うものであります。具体的には、B種優先株式に係る取得請求期間の終期及び一斉取得日を延期するとともに、B種優先株式が発行されている間にD種優先株式が普通株式の交付と引換えに一斉取得された場合には、B種優先株式の一斉取得に係る取得価額を下限一斉B種取得価額とすることといたします。これにより、引き続きB種優先株主との資本関係を維持し、協力関係を継続することができるものと考え

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

えております。

第12条の5においてD種優先株式に関する規定を追加するとともに、その他所要の変更を行うものです。

なお、D種優先株式の内容の一部につきましては、定款では要綱のみを定め、詳細については取締役会で定めることとしております。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙1のとおりであります。

2. 定款の一部変更(2)

(1) 定款変更の目的

D種優先株式が発行された場合に、普通株式を対価とする取得請求権の行使がなされることに備え、発行可能株式総数を増加するための定款変更を行うことといたしたいと存じます。

なお、当該定款変更については、D種優先株式が発行されることを条件として、その効力が生じるものとします。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2のとおりであります。

3. 日程

(1) 取締役会決議日：平成26年2月14日(本日)

(2) 臨時株主総会並びに普通株主様、A種優先株主様、B種優先株主様及びC種優先株主様に係る各種類株主総会の開催日：平成26年3月3日

(3) 定款の一部変更(1)の効力発生日：平成26年3月3日

(4) 定款の一部変更(2)の効力発生日：未定(D種優先株式の発行時)

以 上

本件に関する問合せ先 経営管理部 さいしよ たかつく 税所、高次 TEL 097(534)2608

ご注意:この文書は、当行の財務政策に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

別紙 1 定款の一部変更(1)

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p>
<p>第 1 条～第 5 条 (省略)</p>	<p>第 1 条～第 5 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p>
<p>(発行可能株式総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>2 億 1 千 8 百万株</u>とし、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>2 億株</u>、<u>6 百万株</u>、<u>3 百万株</u>及び<u>9 百万株</u>とする。</p>	<p>第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>2 億 3 千 4 百万株</u>とし、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式、<u>C 種優先株式</u>及び <u>D 種優先株式</u>の発行可能種類株式総数は、それぞれ、<u>3 億 6 千万株</u>、<u>6 百万株</u>、<u>3 百万株</u>、<u>9 百万株</u>及び<u>1 千 6 百万株</u>とする。</p>
<p>第 7 条～第 12 条 (省略)</p>	<p>第 7 条～第 12 条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優先株式</p>
<p>第 12 条の 2 (省略)</p>	<p>第 12 条の 2 (現行どおり)</p>
<p>(B 種優先株式)</p>	<p>(B 種優先株式)</p>
<p>第 12 条の 3 当銀行の発行する B 種優先株式の内容は次のとおりとする。</p>	<p>第 12 条の 3 当銀行の発行する B 種優先株式の内容は次のとおりとする。</p>
<p>1～7 (省略)</p>	<p>1～7 (現行どおり)</p>
<p>(取得請求権)</p>	<p>(取得請求権)</p>
<p>8 B 種優先株式の取得請求権の内容は以下のとおりとする。</p>	<p>8 B 種優先株式の取得請求権の内容は以下のとおりとする。</p>
<p>(省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>取得請求期間</p>	<p>取得請求期間</p>
<p>平成 21 年 7 月 1 日から<u>平成 32 年 3 月 31 日</u>までとする。</p>	<p>平成 21 年 7 月 1 日から<u>平成 41 年 9 月 30 日</u>までとする。</p>

～ (省略)

(取得条項)

- 9 B種取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限一斉B種取得価額」という。)を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額(以下「上限一斉B種取得価額」という。)を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

～ (現行どおり)

(取得条項)

- 9 B種取得請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、B種優先株式1株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の70%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限一斉B種取得価額」という。)を下回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を下限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がB種取得請求期間の末日において有効なB種取得価額の100%に相当する額(以下「上限一斉B種取得価額」という。)を上回るときは、B種優先株式1株の払込金額相当額を上限一斉B種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当銀行がD種優先株式を第12条の5第10項に定める普通株式を対価とする取得条項により

第 12 条の 4 (省略)

(新設)

取得した場合には、B 種優先株式 1 株の払込金額相当額を下限一斉 B 種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条に従いこれを取り扱う。

第 12 条の 4 (現行どおり)

(D 種優先株式)

第 12 条の 5 当銀行の発行する D 種優先株式の内容は次のとおりとする。

(D 種優先配当金)

1 当銀行は、定款第 38 条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された D 種優先株式を有する株主(以下「D 種優先株主」という。)又は D 種優先株式の登録株式質権者(以下「D 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D 種優先株式 1 株につき、D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、D 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下「D 種優先配当金」という。)の配当を行う。配当年率は、8%を上限とする。ただし、当該基準日の属する事業年度において D 種優先株主又は D 種優先登録株式質権者に対して第 4 項に定める

D 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(非累積条項)

2 ある事業年度においてD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(非参加条項)

3 D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(D種優先中間配当金)

4 当銀行は、第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「D種優先中間配当金」という。)を支払う。

(残余財産の分配)

5 当銀行は、残余財産を分配するときは、D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、D種優先株式1株につき、D種優先株式1株当たりの払

込金額相当額を踏まえてD種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。D種優先株主又はD種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

6 D種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、D種優先株主は、定時株主総会にD種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、D種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、D種優先配当金の額全部(D種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(株式の分割又は併合及び株式無償割当て)

7 株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。株式無償割当てを行うときは、普通株式及びD種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

8 D 種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有する D 種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、D 種優先株主がかかる取得の請求をした D 種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該 D 種優先株主に対して交付するものとする。

D 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める平成 41 年 3 月 31 日までの間の期間（以下「D 種取得請求期間」という。）とする。

当銀行は、D 種優先株式の取得と引換えに、D 種優先株主が取得の請求をした D 種優先株式数に D 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、D 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、D 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取扱う。

取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準として D 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正さ

れる額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。

(金銭を対価とする取得条項)

9 当銀行は、D種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

当銀行は、D種優先株式の取得と引換えに、D種優先株式1株につき、D種優先株式の払込金額相当額を踏まえてD種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

(普通株式を対価とする取得条項)

10 当銀行は、D種取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないD種優先株式の全てをD種取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、各D種優先株主に対し、その有するD種優先株式数にD種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、D種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額

<p>(優先順位)</p> <p>第 12 条の 5 A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p> <p>第 13 条～第 40 条 (省略)</p>	<p><u>を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は D 種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。D 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>(優先順位)</p> <p>第 12 条の 6 A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式及び D 種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p> <p>第 13 条～第 40 条 (現行どおり)</p>
---	--

以 上

別紙2 定款の一部変更(2)

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、定款の一部変更 については、D種優先株式が発行されることを条件として、その効力が生じるものとします。

(下線部分は変更箇所となります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第1条～第5条 (省略)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>(発行可能株式総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>2億3千4百万株</u>とし、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3億6千万株、6百万株、3百万株、9百万株及び1千6百万株とする。</p>	<p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3億3千万株</u>とし、普通株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、3億6千万株、6百万株、3百万株、9百万株及び1千6百万株とする。</p>
<p>第7条～第40条 (省略)</p>	<p>第7条～第40条 (現行どおり)</p>

以上